平成２２年（フ）第３４９号
函館市上湯川町25番10号
債務者　沖田　昭二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
函館市西旭岡町１丁目32番地16
債務者　吉田　　薫（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５４号
函館市桔梗４丁目34番22―302号
債務者　村上　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
新潟県長岡市関原町１丁目1297番地２
債務者　渡邊　良孝
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
新潟県長岡市上除町1614番地３
債務者　武田　春美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
新潟県南魚沼市東泉田1080番地
債務者　折原　　静
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
新潟県長岡市学校町２丁目６番14号
債務者　金澤　哲人
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
群馬県太田市下浜田町997番地１
債務者　佐藤　四郎
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８０号
群馬県太田市龍舞町4504番地１　はっぴいハイツ202号
債務者　村山　仁志
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８１号
群馬県太田市龍舞町4504番地１　はっぴいハイツ202号
債務者　村山めぐみ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８４号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷108番地の２
債務者　合田　孝志
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８５号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷108番地の２
債務者　合田孔美子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８７号
群馬県館林市足次町330番地
債務者　大澤　京子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８９号
群馬県館林市当郷町1679番地の７、住民票上の住所群馬県館林市大手町11番45号
債務者　畑谷　朝美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１９０号
群馬県太田市石原町249番地11
債務者　加川　秀人
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１９７号
群馬県太田市茂木町775番地１　サングリーンＡ―102号
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止の取消決定確定

平成２２年（フ）第１０４号
大津市南郷２丁目11番33号
抗告人（破産者）　吉山　　滿
1　主文　平成22年６月10日にした破産手続開始及び破産手続廃止の決定を取り消す。
2　確定年月日　平成22年７月23日
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第１１６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡12220番地
破産者　株式会社アーチス
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部